○北海道警察道民意見提出手続実施要綱等の制定について

平成29年４月17日

道本務第305号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、「北海道警察道民意見提出手続実施要綱」（別添１。以下「要綱」という。）及び「北海道警察道民意見提出手続実施要領」（別添２）を定め、平成29年４月17日から実施することとしたことから、適正な運用に努められたい。

記

要綱の解釈及び運用方針

項　　目	解　釈　・　運　用　方　針
１　趣旨（第１の事項関係）	本手続は、計画等の立案に際し、道民等から募集した意見等も参考として実施機関の意思決定を行おうとするものであり、当該計画等の賛否を問うものではない。
２　手続の対象（第３の事項関係）	⑴　個々の案件が手続の対象であるか否かは、実施責任者が要綱の趣旨に照らし判断するものとする。 ⑵　「迅速性・緊急性を要するもの」とは、手続に要する所要時間の経過等により、計画等の効果が損なわれるなどの理由で手続を経るいとまがないものをいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもののほか、国の計画等との整合性を図るため策定に関して実施機関の裁量の余地がないもの等をいう。 また、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第10条第２項各号の情報に係るものは、同項の規定及び運用解釈に準じて取り扱う。 ⑶　行政運営に係る基本的な方針その他の重要な事項とは、道警察の総合的な、又は個別の分野の行政運営に係る基本方針、道民全般にわたりその生活に影響を及ぼすような事項等の重要事項をいう。 したがって、一部の地域を対象とする計画等や個別の事業実施計画は、本手続の対象としない。 ⑷　道民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例とは、広く一般に適用され、道民の権利義務に影響を与えるものをいう。
３　募集の時期等（第４の事項関係）	⑴　本手続の実施時期は、対象案の内容、意思決定までのスケジュール等を踏まえ、実施責任者の判断により個別に決定する。 ⑵　「立案の趣旨、目的、背景等に関連する必要な

	資料」とは、おおむね次のようなものをいう。 ア　根拠法令 イ　立案の際に整理した主な論点 ウ　計画等を実施することにより、予測される影響の程度・範囲
4　募集の方法（第５の事項関係）	対象案等の内容が相当量に及ぶ場合は、当該対象案等を一部要約したものを配布用としても差し支えない。
5　募集の期間、意見等の提出方法の明示等（第６の事項関係）	⑴　意見等の募集に当たり、意見等を提出する個人の住所、氏名、職業、年齢等の情報については、実施責任者が当該個人から提出された意見等を参考とする際に、当該意見等に付随する要素として必要と認められる範囲内のものに限り収集するものとする。 ⑵　意見等の提出を受ける方法については、意見等を正確に把握する必要から、記録に残す方法によることが望ましいため、原則として郵便、ファクシミリ又は電子メールによることとしたものである。 実施責任者が、これらの方法に加えて、他の方法を定めたときは、公表の際に、その点も明示すること。 ⑶　実施責任者は、意見等を提出する際の言語を日本語に限定することなどの条件を付すことができるものである。
6　意見等の活用（第７の事項関係）	意見等に対する道警察の考え方を取りまとめる際の取扱いは、次によるものとする。 ア　賛否の結論のみを示した意見に対しては、道警察の考え方を示さないことができる。 イ　意見等が多数ある場合は、類似する意見等及びこれらに対する道警察の考え方を適宜整理し、まとめて公表することができる。 ウ　意見等の中に、個人のプライバシーに係る情報、団体に関する情報のうち競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるおそれがあるもの等情報公開条例第10条第２項各号に掲げる情報がある場合は、当該意見等及び道警察の考え方の全部又は一部を公表しないことができる。 エ　提出された意見等が、対象案と直接関係のな

	いものである場合は、当該意見等及びこれに対する道警察の考え方を公表する必要はない。
7　本手続の特例（第８の事項関係）	「計画等の立案に関し、この要綱に定める事項について法令に特別の定めがある場合」とは、この要綱の定めにより本手続を経ることとする対象案について、法令の定めにより公聴会の開催や事前の告示等の手続が定められている場合をいう。

別添１

北海道警察道民意見提出手続実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第４条第３項に規定する道民意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　実施機関

本手続の実施機関は、公安委員会及び警察本部長とする。

第３　手続の対象

本手続の対象は、次に掲げるものとする。ただし、迅速性・緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続によらないことができる。

⑴　道警察の行政運営に係る基本的な方針その他の重要な事項を定める計画又は条例及びその条例の施行に関し必要な事項を定める規則（１年を超えない期間を対象とするもの及び部内にのみ適用されるものは除く。）の策定（制定）又は改廃に関する素案

⑵　道民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例及びその条例の施行に関し必要な事項を定める規則（使用料又は手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に関する素案

第４　募集の時期等

実施機関は、第３に掲げる計画又は条例及びその条例の施行に関し必要な事項を定める規則（以下「計画等」という。）を立案しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に当該計画等の素案（以下「対象案」という。）を公表するとともに、その立案の趣旨、目的、背景等に関連する必要な資料（以下「参考資料」という。）を併せて公表するよう努めるものとする。

第５　募集の方法

１　対象案及び参考資料（以下「対象案等」という。）の公表は、原則として、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、対象案等の内容が相当量に及び、北海道警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することが困難なときは、ホームページ上において、対象案等の閲覧方法等を明確にすることで、これに代えることができる。

⑴　警察本部閲覧コーナー及び方面本部の閲覧コーナー（以下「閲覧コーナー」という。）における備付け及び配布

⑵　ホームページへの掲載

２　計画等を立案する警察本部の部長（以下「実施責任者」という。）は、前事項に掲げるもののほか、印刷物の配布、報道機関への発表その他の適宜の方法を活用し、公表に努めるものとする。

第６　募集の期間、意見等の提出方法の明示等

１　実施責任者は、道民等から意見等を募集するために必要と判断される期間を考慮して、原則として１か月程度の募集期間を定めるとともに、意見等の提出方法及び住所、氏名等の記述の要否を定め、対象案等を公表するときに併せて明示するものとする。

２　意見等の提出を受ける方法は、原則として、郵便、ファクシミリ又は電子メールによることとし、実施責任者が必要と認める場合は、これらの方法に加えて、他の方法を定めることができる。

３　実施責任者は、意見等を提出した個人又は団体に関する情報を公表しようとするときは、当該対象案等を公表するときに併せてその旨を明示しなければならない。この場合において、意見等の提出者が氏名等の公表を希望しないときは、意見等の提出に際してその旨を付記するよう明示するものとする。

第７　意見等の活用

１　実施責任者は、計画等に係る立案を行うに当たっては、道民等から提出された意見等を考慮するとともに、当該意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとする。

２　前事項の公表は、第５の事項に掲げる方法により行うものとする。

第８　本手続の特例

計画等の立案に関し、この要綱に定める事項について他の法令に特別の定めがある場合には、本手続を行わないことができる。

第９　一覧表の作成

実施機関は、この要綱により手続を行っている対象案の一覧表を作成し、閲覧コーナーへの備付け及びホームページへの掲載の方法により公表するものとする。

別添２

北海道警察道民意見提出手続実施要領

１　趣旨

この要領は、北海道警察道民意見提出手続実施要綱に基づき道民意見提出手続を実施するに当たり必要な部内手続について定めるものとする。

２　警務部長との協議

実施責任者は、意見等を募集し、並びに募集した意見等の概要及び意見等に対する道警察の考え方を公表しようとするときは、その必要性等について事前に、警務部長と協議するものとする。

３　意見募集要領等の公表

⑴　計画等を立案しようとする警察本部の課長（課長に相当する者を含む。以下「所管課長」という。）は、意見等を募集しようとするときは、道民意見募集要領（別

記第１号様式。以下「募集要領」という。）を公表日（対象案等の公表を開始する日をいう。以下３の事項において同じ。）の15日前までに警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警察本部広報課長（以下「広報課長」という。）に提出するものとする。

なお、新聞等マスメディアにより公表する場合の広報課長への提出は、公表日の35日前までとする。

⑵　所管課長は、公表日の７日前までに対象案等を広報課長に提出するものとする。

⑶　警務課長は、⑴の事項により募集要領の提出を受けたときは、道民意見提出手続実施一覧表（別記第２号様式）を作成し、公表日の５日前までに、広報課長に提出するものとする。

⑷　広報課長は、前３事項により提出を受けた募集要領、対象案等及び道民意見提出手続実施一覧表（以下「募集要領等」という。）を公表日からホームページに掲載するものとする。

⑸　所管課長は、公表日の前日までに、募集要領等を作成し、配布用に必要と判断される部数を警察本部総務課長及び方面本部警務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

⑹　総務課長等は、公表日から、募集要領等を当該閲覧コーナーに備え付け、及び希望者に配布するものとする。

４　意見等の概要及び道警察の考え方の公表

⑴　所管課長は、意見等の概要及び意見等に対する道警察の考え方を公表しようとするときは、道民意見募集結果（別記第３号様式。以下「募集結果」という。）を作成し、公表日（意見等の概要及び意見等に対する道警察の考え方の公表を開始する日をいう。以下４の事項において同じ。）の10日前までに警務課長及び広報課長に提出するものとする。

⑵　警務課長は、前事項により募集結果の提出を受けたときは、道民意見提出手続実施結果一覧表（別記第４号様式）を作成し、公表日の５日前までに広報課長に提出するものとする。

⑶　広報課長は、前２事項により提出を受けた募集結果及び道民意見提出手続実施結果一覧表（以下「募集結果等」という。）を公表日から、ホームページに掲載するものとする。

⑷　所管課長は、公表日の前日までに、募集結果等を作成し、配布用に必要と判断される部数を総務課長等に提出するものとする。

⑸　総務課長等は、公表日から、前事項により提出を受けた募集結果等を当該閲覧コーナーに備え付け、及び希望者に配布するものとする。

⑹　募集結果等の公表期間は、６か月程度を目安とする。ただし、実施責任者が必要と認めるときは、その期間を変更することができるものとする。

※　別記様式省略